

久喜市徘徊高齢者・障がい者

見守りオレンジシール交付事業

見守りオレンジシールとは

このシールは、対象者（徘徊するおそれのある方）の靴等や携行品に貼付することで、対象者の行方がわからなくなり保護された場合でも、登録番号から身元を確認することができるようにするものです。

対象者の情報は久喜警察署・幸手警察署と共有し、発見の際には早期に家族等へ連絡することができるようになります。

シールは家族等の申請に基づき、配布します。



見守りオレンジシール
イメージ（原寸大）
（サイズ：1.5cm×4.0cm）

登録された方が行方不明になったら・・・

家族等は、対象者が行方不明になったことを警察署へ連絡
（見守りオレンジシールの登録番号を伝える）



警察等が「認知症と思われる方」や
「自分の名前がわからない方」を

発見・保護



警察等が見守りオレンジシールの登録番号から対象者の身元を確認



警察等が家族等へ連絡し、その家族等が対象者を迎えに行く



地域の皆様へのお願い

次のような方が1人である場合、ご自身の場所が分からず困っているかもしれません。そのようなときには、下記の連絡先へご連絡ください。

- ・見守りオレンジシールが靴や携行品に貼られて、1人で歩いている。
- ・何度も同じ場所を行き来している。
- ・服や持物に家族等が作成した名札がついている。
- ・季節に合わない服装（夏にコートを着ている、冬に薄着でいる等）をしている。
- ・夜間、早朝に1人である。
- ・その他、様子がおかしいと感じる行動・言動など。

久喜・菖蒲・鷲宮地区で見かけたときは

久喜警察署生活安全課：0480-24-0110

栗橋地区で見かけたときは

幸手警察署生活安全課：0480-42-0110

●見守りオレンジシールのご利用について

徘徊している方が保護された際、早期の身元確認に役立つ「見守りオレンジシール」の登録を受け付けています。

1 対象となる方

市内在住の方で徘徊のおそれがあり次に該当する方

- ① 65歳以上で医師により認知症と診断された方
- ② 40歳以上で認知症により要介護、要支援認定を受けている方
- ③ 18歳以上で療育手帳の交付を受けている方
- ④ 医師により高次脳機能障がいと診断されている方 など

2 配布枚数

1シート 20枚（靴に貼り付けた場合は10足分となります。）

3 利用開始までの流れ

(1) 下記の申込み先（※）で見守りオレンジシールの申請をしてください。

申請に必要なもの

- ・対象者の顔がわかる胸から上の写真
- ・対象者の顔がわかる全身写真

(2) 登録番号が決定した後、見守りオレンジシールを原則申請者へ郵送いたします。

(3) 見守りオレンジシールが届いたら、靴や携行品（杖や鞆等）、自転車など対象者が普段から使っているものに貼ってください。

注意事項

- ・対象者と家族等の情報は、同意に基づき久喜市から警察署に情報提供します。
- ・本シールの貼付により、対象者が認知症等であることを第三者に知られる場合があります。
- ・本シールの利用は、対象者本人に限ります。譲渡や目的外の利用は禁じます。
- ・**再交付は実費負担です。未使用のシールは紛失しないよう大切に保管してください。**
- ・登録内容に変更があった場合や、本シールが不要になった場合には下記の問合せ先までご連絡ください。

○申込み・問合せ先（※申請は各窓口にて）

久喜市 高齢者福祉課 高齢者福祉係 TEL 0480-22-1111

菖蒲行政センター 菖蒲福祉係 TEL 0480-85-1111

栗橋行政センター 栗橋福祉係 TEL 0480-53-1111

鷺宮行政センター 鷺宮福祉係 TEL 0480-58-1111

